

議案第76号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年8月27日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第9条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第16条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第32条第2項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 つくば市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは

は第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第9条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第32条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第36条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行する。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第8条（略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2—17（略）</p> <p><u>18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>第9条の3—第16条（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第16条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第16条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第8条（略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2—17（略）</p> <p>第9条の3—第16条（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第16条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第16条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

第16条の3—第30条 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第31条 (略)

第32条 (略)

2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第16条の3—第30条 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第31条 (略)

第32条 (略)

2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第8条（略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2—17（略）</p> <p>18 法附則<u>第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>第9条の3—第30条（略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p>第31条（略）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第8条（略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2—17（略）</p> <p>18 法附則<u>第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>第9条の3—第30条（略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p>第31条（略）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分</p>

の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第33条—第35条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第36条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第33条—第35条 (略)